

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）新旧対照表（抄）

改 正 案			現 行
第一条（現行のとおり） （各種申請等の手続）			第一条（略） （各種申請及び届出等の手続）
第二条 条例及びこの規則に基づいて消防総監又は消防署長に提出する申請書等（第二十一条に基づいて提出する申請書を除く。）は、消防総監に提出するものにあつては所轄消防署長を経由して、提出しなければならない。			第二条 条例及びこの規則に基づいて消防総監又は消防署長に提出する届出書又は申請書（第十九条、第十九条の二及び第二十一条に基づいて提出する申請書を除く。）は、一部作成の上、消防総監に提出するものにあつては所轄消防署長を経由して、提出しなければならない。
第二条の二から第二十六条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり） 別記第一号様式から第二十六号様式まで（現行のとおり）			第二条の二から第二十六条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略） 別記第一号様式から第二十六号様式まで（略）